

中小企業の奨学金返済支援制度に対する補助金 変更承認申請について

(一財)兵庫県雇用開発協会から補助金交付決定通知書を受領後
新たに対象従業員となる方を採用された場合または支給する手当等を増額する場合



できるだけ速やかに、補助金決定内容変更承認申請書類の提出が必要

1. 申請書類提出先

下記の(一財)兵庫県雇用開発協会まで提出してください(郵送可。郵送の場合は、提出書類に個人情報が多く含まれているため、恐れ入りますが書留または特定記録郵便にてお送りいただきますようお願いいたします。)

なお、持参される場合の受付時間は、年末年始・祝日を除いた月曜日から金曜日までの9時～12時及び13時～17時です。

2. 必要書類

(1) 「中小企業の奨学金返済支援制度に対する補助金変更承認申請 必要書類一覧」(以下、「変更申請必要書類一覧」という。)を確認のうえ、必要な書類をご準備ください。

※ 書類に不備・不足等がある場合は、原則として変更申請を受け付けることができません。

※ 書類提出時には、「変更申請必要書類一覧」も併せてご提出をお願いします。

(2) 「変更申請必要書類一覧」記載の**1**の書類を書き損じた場合は、誤りの部分に事業主印を押印して訂正を行ってください。

※ 修正液を使用しないでください。使用した場合は申請を受け付けることができません。

※ 差支えなければ余白部分に捨印を押印願います。

(3) 「変更申請必要書類一覧」記載の**2、6、7**の書類(雇用契約書、職員名簿、組織図、就業規則、規程等の写し)については、**原本証明**を行ってください。

(原本証明例)

この写しは原本と相違ありません。

株式会社 ○○○○○

代表取締役 ※※※※



3. 報告・確認等

申請に係る審査時(または補助金決定内容変更承認後、支給後等)において、必要があると認められた場合には、貴事業所に対して報告を求めたり、個別に確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ・申請先】 一般財団法人 兵庫県雇用開発協会

所在地：〒650-0025

神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階

電話：078-362-6583

中小企業の奨学金返済支援制度に対する補助金 変更承認申請 必要書類一覧

| | | | 事業所名 |
|------|----------------------------|---|---|
| チェック | 必 要 書 類 | 確 認 事 項 等 | |
| 1 | <input type="checkbox"/> | 中小企業奨学金返済支援制度 補助金決定内容変更承認申請書（様式第3号） ・別紙「事業計画書」 | ・「変更承認申請書」に変更の理由、「事業計画書」に変更内容を記載。 |
| 2 | <input type="checkbox"/> ※ | 【新たに雇い入れた対象従業員分】 「雇用契約書（雇入通知書）」の写し | ・追加対象従業員が正社員であることの確認。 |
| 3 | <input type="checkbox"/> | 【新たに雇い入れた対象従業員分】 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し | ・追加対象従業員が就職後5年以内であることの確認。 |
| 4 | <input type="checkbox"/> | 【新たに雇い入れた対象従業員分】 官公署が発行した対象従業員の生年月日及び住所が確認出来る書類 （「住民票」の写し、「運転免許証」等の写しなど） | ・追加対象従業員の年齢要件（30歳未満）、住所地の確認。 |
| 5 | <input type="checkbox"/> | 【新たに雇い入れた対象従業員分】 奨学金の年間返済額、奨学生番号が確認できる書類 （「奨学金返還の口座振替加入通知」等の写し） | ・対象従業員が日本学生支援機構の奨学金を受給し、現在返済中であること、また補助額を決定するための確認。 ・転職者の場合、支援期間の確認。 |
| 6 | <input type="checkbox"/> ※ | 【新たに雇い入れた対象従業員が所属する】 「従業員名簿」、「組織図」などの写し | ・変更申請時点で、追加対象従業員が県内の事業所に勤務していることの確認。 |
| 7 | <input type="checkbox"/> ※ | 【支給する手当等を増額する場合】 事業所における奨学金返済支援手当等の支給根拠となる「就業規則」、「賃金規程」などの写し | ・手当等増額について、規程等に基づき運用されているか確認。 |

※ 原本証明が必要